

令和6年度
自己点検評価書

令和6(2024)年5月
昭和音楽大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1. 使命・目的	7
基準2. 内部質保証	11
基準3. 学生	17
基準4. 教育課程	29
基準5. 教員・職員	35
基準6. 経営・管理と財務	42

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

【建学の精神・大学の基本理念】

昭和音楽大学短期大学部（以下、本学）の建学の精神は、「礼・節・技の人間教育」である。本学の歴史は、昭和5（1930）年、声楽家下八川圭祐が東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木（現在の新宿区北新宿）に創立した声楽研究所に始まる。優れた声楽家の育成をめざした創立者は、藤原義江とともに藤原歌劇団の結成に参加し、常に第一線で活躍したオペラ歌手であり、後に同歌劇団の総監督となった。

昭和15（1940）年度に、この研究所を母体に東京声専音楽学校が開学した。この専門学校の教育方針は、創立者の教育姿勢に基づいて、礼節を重んじ豊かな人間性と教養を身につけた個性ある音楽家を育成することであった。

昭和44（1969）年度に昭和音楽短期大学（現昭和音楽大学短期大学部）が開学し、この教育方針を継承した。

昭和59（1984）年度に、音楽学部作曲学科、器楽学科及び声楽学科の1学部3学科からなる昭和音楽大学を神奈川県厚木市に開学し、大学設置に伴い昭和音楽短期大学の名称を昭和音楽大学短期大学部に改称した。また、併設大学である昭和音楽大学を開学するにあたり「礼・節・技の人間教育」という簡潔にして明快な標語を建学の精神として、今日に受け継がれている。

【短期大学の使命・目的】

上記の建学の精神を反映させて、本学の使命・目的を「昭和音楽大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする」と、「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短大学則）」第1条に定めている。

【短期大学の個性・特色】

1. 音楽をさまざまな領域からとらえるコース編成

本学の特色は、音楽を中心とするさまざまな領域の人材育成を総合的に行っていることである。声楽のみを教育するのではなく、音楽をより幅広く学ぶ総合的な教育機関の発展という創立者の意志のもと、昭和44（1969）年度に音楽科の1学科で教育活動を開始した。

平成12（2000）年度にはバレエコース、舞台スタッフコースを新設した。このバレエコースは、日本で初めて音楽大学の短期大学部に誕生したクラシックバレエの専門コースで、日本人の子供に適した無理のない内容にアレンジしたレッスンのできるバレエ教師を養成することを目的とした。また舞台スタッフコースは本学の舞台芸術の実践的な教

育を背景に舞台監督、舞台照明、舞台音響の専門技術を教育するために設置した。平成15(2003)年度にはポピュラー音楽コースを開設。平成17(2005)年度に舞台スタッフコースは併設大学の音楽芸術運営学科に移行した。さらに、平成19(2007)年度は指導者育成を目的としたバレエコースが併設大学に移行し、本学のバレエコースはプロダンサー養成を目的とするコースに変更された。電子音楽コースをデジタルミュージックコースに変更した。また合唱指導者コースを開設した。

平成25(2013)年度に本学音楽科の音楽芸術コースを音楽教養コースとし、バレエ、器楽、声楽、ポピュラーまで総合的に学ぶことができるコースに変更した。本コースでは、2年間で最大5種類の実技を修得することが可能であり、多様なジャンルの音楽芸術に触れることで幅広く学ぶことができるようになった。

なお、同年に音楽と社会コースを新設した。本コースは主にシニア世代を対象としたコースで、音楽芸術に興味があり、知識や技術を深めて精神的に豊かな社会生活を送りたいという方に広く門戸を開くことを目的とし開設している。平成29(2017)年度に吹奏楽コースをウインドシンフォニーコースに再編を行った。

2. 教育研究の多様な成果発表を支援する環境

本学では、メサイア公演、昭和ウインド・シンフォニー定期演奏会、管弦楽団定期演奏会、吹奏楽団定期演奏会、電子オルガン定期演奏会、ジャズ・ポピュラーコース音楽卒業ライブ、バレエコース卒業公演、作曲作品・研究発表、室内楽定期演奏会、推薦演奏会、学生の学修成果を発表する多くの機会を設けている。また、声楽を主専攻とする学生を対象にした「学長賞声楽コンクール」、ピアノを主専攻とする学生を対象にした「アンサンブルコンクール」を行っている。

こうした演奏会やコンクールの多くは、学内のオペラ劇場仕様の大ホール「テアトロ・ジューリオ・シヨウワ」や、シューボックス型のコンサートホール「ユリホール」で開催している。出演する学生、運営スタッフとして関わる学生、聴衆として参加する学生にとって、相互の学修成果を身近に共有できる教育環境となっている。

3. 海外の音楽家・指導者の招聘及び海外研修等による国際的な視野に立った人材育成

本学は毎年度、さまざまなジャンルで活躍する音楽家・指導者を世界各国から招聘し、国際的な視野をもつ人材育成に取り組んでいる。招聘指導者は、各専攻の目的に合わせ、授業やレッスンのほか演奏や講演、コンクールの審査、各種公演における演出や指揮等、多様な形態で本学の教育に貢献している。

一方、平成6(1994)年度に開設したイタリア研修所を拠点として海外研修を行っている。その目的は、芸術や音楽が生まれたヨーロッパの文化に直接触れ、イタリア人講師等の実技レッスンや授業を集中的に受講することにより、学生個々の感性・芸術性等を向上させることである。多様なコース編成となった現在では、各コースの学修成果に適

した研修場所（イギリス、フランス、アメリカ）や研修プログラムを工夫し、より高い教育効果を得られる内容となっている。

2019 年以降コロナウイルス感染拡大により実施を見合わせていたが 2023 年度より実施を再開している。

4. 新百合ヶ丘地域の音楽大学として

キャンパスのある川崎市麻生区は、「音楽のまち・かわさき」「しんゆり・芸術のまち」を標語として掲げている地域である。本学はこの地にキャンパスを移転してから、地域と連携した活動を行っている。

平成 21(2009)年から始まった芸術イベント「アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）」は、音楽、バレエ、映画、演劇、伝統文化等約 30 演目、40 公演のさまざまな分野の催しものをそろえ、20,000 人超の観客を集める芸術祭として、毎年 3 月から 5 月に開催されている。本学は、(公財)川崎市文化財団、近隣の大学や芸術団体等とともに主催団体として、自治体や地域の関係者と企画・運営に積極的に参画している。教職員や学生は、多くの公演に出演等で参加し、本学の「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」や「ユリホール」は、多くの公演の会場として利用されている。令和 2(2020)年は新型コロナウイルスの影響により時期を 7 月から 12 月の期間に延期、規模を縮小して開催し、令和 3(2021)年は例年の 3 月から 5 月の期間に戻している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

【学校法人東成学園の沿革】

昭和 5 年 4 月	下八川圭祐音楽研究所創設（東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木(現：東京都新宿区)）
昭和 15 年 4 月	東京声専音楽学校開学（校長 下八川圭祐）
昭和 33 年 2 月	学校法人東京声専音楽学校寄附行為認可
昭和 44 年 2 月 4 月	学校法人東成学園と改称、昭和音楽短期大学設置認可 昭和音楽短期大学開学(神奈川県厚木市)(学長 下八川圭祐)
昭和 55 年 3 月	創立者下八川圭祐の逝去により、第 2 代理事長に下八川共祐理事就任、第 2 代学長に奥田良三 就任
昭和 59 年 4 月	昭和音楽大学開学（学長 奥田良三） 昭和音楽短期大学の名称を昭和音楽大学短期大学部に改称
平成 元年 4 月	学校法人東成学園の所在地を東京都新宿区から神奈川県川崎市に移転 東京声専音楽学校を昭和音楽芸術学院と改称し、所在地を川崎市に移転
平成 6 年 4 月	イタリア研修所開設
平成 10 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科 修士課程開設

昭和音楽大学短期大学部

平成 19 年 3 月	昭和音楽芸術学院閉校
平成 19 年 4 月	昭和音楽大学、昭和音楽大学大学院、昭和音楽大学短期大学部のキャンパスを川崎市麻生区に移転。生田女子学生会館（現女子学生寮「フィオーリ生田」）開設
平成 24 年 4 月	男子学生寮「イルソーレ南生田」開設
平成 26 年 4 月	昭和音楽大学大学院 音楽研究科 博士後期課程開設
平成 29 年 4 月	昭和音楽大学 音楽学部 音楽芸術表現学科開設
令和 2 年 4 月	学校法人東成学園 創立 80 年

【昭和音楽大学短期大学部の沿革】

昭和 44 年 2 月 4 月	昭和音楽短期大学設置認可 昭和音楽短期大学開学（神奈川県厚木市）（初代学長 下八川圭祐） 音楽科入学定員 100 人 教職課程を開設
昭和 46 年 4 月	昭和音楽短期大学専攻科（現在は廃止）開設 入学定員 20 人
昭和 51 年 4 月	音楽科に器楽専攻と声楽専攻を設置し、入学定員を 200 人（器楽専攻 130 人、声楽専攻 70 人）に変更
昭和 55 年 4 月	第 2 代学長に奥田良三が 就任
昭和 59 年 4 月	昭和音楽短期大学を昭和音楽大学短期大学部に改称
昭和 61 年 4 月	音楽科器楽専攻ピアノⅡ類及び声楽専攻声楽Ⅱ類を器楽専攻音楽芸術コースに変更 音楽科器楽専攻の臨時的定員増（80 人）を行う
平成 2 年 4 月	第 3 代学長に吉田貴壽 就任 社会教育主事課程（現在は廃止）を開設
平成 4 年 12 月	専攻科 学位授与機構の認定を受ける
平成 7 年 4 月	音楽科声楽専攻の入学定員 70 人を 55 人に変更
平成 10 年 4 月	音楽科器楽専攻の入学定員 210 人を 190 人に変更（うち臨時的定員 80 人）
平成 11 年 4 月	第 4 代学長に守屋秀夫 就任 音楽科器楽専攻の入学定員 190 人を 175 人に変更（うち臨時的定員 80 人） 音楽科声楽専攻の入学定員 55 人を 70 人に変更 音楽科器楽専攻に、従来のピアノ、声楽、弦管打、音楽芸術コースに加え、吹奏楽コースと電子オルガンコースを、声楽専攻にミュージカルコースを開設
平成 12 年 3 月 4 月	第 5 代学長に五十嵐喜芳 就任 音楽科の器楽と声楽の専攻別を廃止 音楽科にバレエコース、舞台スタッフコースを開設
平成 13 年 4 月	臨時的定員 80 人を 45 人に変更
平成 15 年 4 月	音楽科にポピュラー音楽コースを開設
平成 16 年 4 月	臨時的定員 45 人のうち 25 人を恒常的定員として音楽科の入学定員を 190 人に変更
平成 17 年 4 月	音楽科の舞台スタッフコースの募集を停止（昭和音楽大学音楽学部音楽芸術運営学科に舞台スタッフコースを開設）

昭和音楽大学短期大学部

平成 19 年 4 月	第 6 代学長に二見修次 就任 川崎市麻生区上麻生の新校舎に移転 音楽科に合唱指導者コース、デジタルミュージックコースを開設 音楽科のミュージカルコースの募集を停止（昭和音楽大学音楽学部 音楽芸術運営学科にミュージカルコースを開設） 長期履修学生制度を導入 音楽科の入学定員 190 人を 140 人に変更
平成 24 年 4 月	司書課程を開設
平成 25 年 4 月	音楽科に音楽と社会コースを開設 音楽科の音楽芸術コースを音楽教養コースに変更
平成 26 年 4 月	音楽科にジャズコースを開設
平成 27 年 4 月	音楽科の入学定員 140 人を 100 人に変更
平成 28 年 4 月	第 7 代学長に築瀬進 就任
平成 29 年 4 月	音楽科の吹奏楽コースをウインドシンフォニーコースに再編
令和 6 年 4 月	第 8 代学長に角南篤 就任 音楽科の入学定員 100 人を 70 人に変更

2. 本学の現況(令和6(2024)年 5 月 1 日現在)

- ・短期大学名 昭和音楽大学短期大学部
- ・所在地 南校舎 神奈川県川崎市麻生区上麻生 1-11-1
北校舎 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-6
- ・学科の構成

音楽科 (入学定員 70 人) (収容定員 140 人)	ピアノ、電子オルガン、弦管打楽器、声楽、声とことばの創造表現、合唱指導者、音楽教養、デジタルミュージック、ポップ&ロックミュージック、ジャズ、音楽と社会、バレエ、ウインドシンフォニー
------------------------------------	---

・学生数

学部・学科等	在籍学生数				
	1 年次	2 年次	3 年次 (長期履修 学生)	4 年次 (長期履修 学生)	総計
音楽科	54	57	14	1	126
短期大学部計	54	57	14	1	126

・教員数

学部・学科等	専任教員数					助手	非常勤 教員
	教授	准教授	講師	助教	合計		
音楽科 合計	5	4	1	0	10	0	587

昭和音楽大学短期大学部

・職員数

正職員	嘱託	パート(アルバイト)	派遣	総数
12	0	0	0	12

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- 1-1-① 学内外への周知
- 1-1-② 中期的な計画への反映
- 1-1-③ 三つのポリシーへの反映
- 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性
- 1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学の使命・目的、人材養成目的は、『履修要綱』『学生便覧』『学校法人東成学園の活動』『Guide Book』に明記し、教職員及び学生に周知している。また、本学ウェブサイトにおいて、三つのポリシーとともに情報を一元化したページを設け、学内外に広く公表している。

建学の精神である「礼・節・技の人間教育」は、「昭和音楽大学短期大学部学則（以下、短大学則）」第1条に定める大学の目的とともに「学生便覧」「教員便覧」等の冊子に掲載している。

学生に対しては、入学式の学長式辞や新入生ガイダンス、クラス担任による指導等とおして、建学の精神や本学の使命・目的について説明し、理解の深化を図っている。教職員に対しては、「教員便覧」第1章の冒頭に建学の精神及び教育方針を掲載し、年度初めの教授会や職員会議等で再確認を行っている。また、FD研修会・SD研修会等を通じて、建学の精神と使命・目的について理解を深める機会を設けている。

1-1-② 中期的な計画への反映

本学園は「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定し、建学の精神と使命・目的を反映させたビジョンを掲げている。中長期計画では、ビジョンとして「礼・節・技の人間教育」を柱とした教育を展開するとともに、音楽・舞台芸術分野の幅広い人材育成の歴史と伝統を活かして、音楽・芸術文化の未来をリードする大学となる」を設定している。

このビジョンを実現するため、以下の五つの基本戦略を定めている。

「プロジェクト① 教育の質向上」では、教育課程の改革、教育手法の改善、学修支

援の強化、キャリア教育の充実を推進している。

「プロジェクト② 成長戦略の推進」では、学生募集の強化、社会連携・大学間連携の推進、新たなコース・プログラムの開発、「本学園ならではの価値」の明確化に取り組んでいる。

「プロジェクト③ 研究活動の充実」

「プロジェクト④ 経営基盤の強化」

「プロジェクト⑤ 組織力の向上」

これらのプロジェクトについて、具体的なアクションプランを策定し、担当部署等を定めて実施する体制を整備している。中長期計画の進捗状況は、内部質保証委員会において点検・評価を行い、その結果を学園運営委員会及び理事会に報告している。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学は、建学の精神である「礼・節・技の人間教育」と教育目的、人材養成目的を踏まえて、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。

ディプロマ・ポリシーは、学位プログラムごとに策定しており、人材養成目的および研究上の目的を反映させている。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定める人材養成目的や到達目標を実現するための教育課程編成の方針として策定している。また、学修成果の評価についても、ディプロマ・ポリシーとの関連を明確にした評価方針を示している。令和2（2020）年度からは、学生が取得した学位や資格、能力、知識等の学修成果を可視化するために、「ディプロマ・サプリメント」を作成し、音楽科の卒業生全員に交付している。

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を踏まえて、求める学生像や入学者選抜の方針を明確に示している。特に音楽学部では、学力の三要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に基づいて、共通して身につけておくことが望ましい知識や能力、態度を明確に示している。

三つのポリシーは、本学ウェブサイト及び『履修要綱』『学生便覧』『Guide Book』等に掲載し、学内外に広く公表している。また、令和5（2023）年度にはアセスメントプランに基づくアセスメントプランチェックリストを作成し、内部質保証委員会のもと、三つのポリシーを起点とする本学全体の教育の質保証について定期的な点検・評価を行う体制を整備している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織として次の体制を整備している。

本学は、音楽科の単学科で、12 コースを置いている。これらのコースはそれぞれ、社会のニーズに応える形で、本学の使命・目的及び人材養成目的に沿って設置している。

教育研究活動の支援組織として、部会・分科会による教学組織、全学的な課題に対応する教学運営組織を設けている。

また、本学の運営に関する重要事項を審議するため、学園運営委員会を設置し、理事会の決定に基づく業務の実施方法の検討、教学事項に関する協議、その他本学の日常業務に関する協議及び決定を行っている。さらに、令和3(2021)年度からは内部質保証委員会を設置し、教育研究活動の質保証を組織的に推進している。

このように、本学の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的との整合性が図られており、相互に適切な関連性を保っている。

1-1-⑤ 変化への対応

本学は、社会情勢や教育環境の変化に対応し、近年、以下のような改革を実施している。

また、教育方法の面では、グループワークや実習、フィールドワーク等、開講科目の50%以上をアクティブ・ラーニング型授業として実施している。また、ICTを活用したオンライン授業の導入（メディア授業を「短大学則」に定め運用を開始）等を行い、教育の質向上を図っている。

学生支援においては、学修成果の可視化を目的とした「ディプロマ・サプリメント」の導入、ポータルサイトの積極的活用によるデジタル化・ペーパーレス化の推進、高等教育の修学支援新制度への対応等、支援の充実を図っている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的、教育目的については、継続的に学内外への周知を図るとともに、社会情勢の変化や時代のニーズを踏まえて適宜見直しを行っていく。特に、令和5(2023)年度に見直しを行った三つのポリシーについては、教育課程や入学者選抜等への反映状況を点検・評価し、さらなる改善につなげていく。

中長期計画「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」の着実な推進と、その進捗状況の定期的な点検・評価により、本学の使命・目的の実現に向けて継続的に取り組んでいく。また、内部質保証の観点から、中長期計画と三つのポリシー、教育研究組織との整合性についても定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。

今後も、社会情勢の変化や音楽分野の動向等に対応した教育改革や組織改編を適切に行っていく。特に、令和6(2024)年度に新設した「声とことばの創造表現コース」については、教育内容や学修成果の検証を行い、必要な改善を図っていく。

地域連携や社会貢献活動についても、本学の特色を活かした取組みを推進していく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的は学内外に適切に周知され、「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」に明確に反映されている。また、建学の精神と教育目的を踏まえて三つのポリシーを策定し、これらを『履修要綱』や本学ウェブサイト等で広く公表している。教育研究組織については、音楽科12コースの体制を整備し、社会のニーズに対応して令和6(2024)年度には「声とことばの創造表現コース」を新設する等、適切に対応している。

以上のことから、本学の使命・目的は明確に定められ、適切に周知・反映され、時代の変化にも柔軟に対応していることから、基準1を満たしていると評価できる。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、「内部質保証の方針」を定め、規程集に掲載するほか、ウェブサイト公表し学内外に明示している。内部質保証に責任を負う組織として学長を委員長とする内部質保証委員会を設置し、全学的な観点から点検・評価の検証を行い、必要に応じて点検評価委員会に指示を行うこととしている。

内部質保証委員会は、学長が委員長となり、副学長、音楽科長、音楽学部長、大学院音楽研究科長、図書館長、常務理事（教学担当）、事務局長等を構成員として、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方について点検・評価を行っている。

点検評価委員会は、内部質保証委員会の指示を受け、教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制となっており、責任体制は明確になっている。さらに、全学的な内部質保証を機能させるため、事務組織に IR 担当部署を設け、各部署の IR 担当者と連携する「IR プロジェクト」を設置し、情報収集と分析の体制を整備している。

このように、本学の内部質保証は、学長のリーダーシップのもと、内部質保証委員会を頂点とする明確な責任体制で運営されている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証については、全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制を整備し、責任体制が明確になっている。引き続き、内部質保証の組織体制の運用の向上を継続的に図っていく。特に、内部質保証委員会と点検評価委員会の連携を強化し、より効果的な改革・改善のプロセスを構築していく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自己点検・評価を内部質保証委員会と点検評価委員会が中心となって実施している。内部質保証委員会は、学長が委員長となり、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方について点検・評価を行っている。

点検評価委員会は、内部質保証委員会からの指示を受け、具体的な点検評価を実施する。点検評価は毎年度実施しているが、PDCAサイクルが適切に機能しているかを点検評価するために、3年に一度のサイクルで「自己点検評価書」を作成することとしている。

自己点検・評価の結果は、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で内容を確認した後、本学ウェブサイト公開している。公表された評価結果は、教職員間で共有され、各部署における改善活動の基礎資料として活用されている。

また、「学生の代表者との意見交換会」を開催し、学生からの率直な意見聴取の機会を設けた。さらに、「学外有識者会議」を開催し、本学の内部質保証の取り組みについて外部からの評価や意見を聴取し改善に役立てている。

2-2-② I R (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

I Rに関する調査・データの収集と分析を行うために、事務局企画広報部に企画I R室を設置している。企画I R室では、学修成果の可視化と内部質保証の向上に向けて、体系的な調査・分析を実施している。

【入学時の学修実態把握】

令和6(2024)年度入学生より、全員を対象として以下のテストを実施し、入学時の学修状況を多面的に把握している。

- ・GPSアカデミックテスト（アセスメントテスト）
- ・基礎学力テスト（英語・日本語・数学）
- ・プレイスメントテスト（楽典、ソルフェージュ、音楽理論等）

【在学中の学修成果把握のための学生調査】

- ・「新入生調査」…新入生の実態と希望を把握し、今後の学修支援と広報活動に活用

- ・「在学生調査」…学修成果の獲得状況、学修実態（学修時間・学修行動）、生活実態、満足度等を総合的に把握・分析し、教育改善に活用（9月実施）
- ・「学生による授業アンケート」…授業内容や学修成果に関する学生の評価を分析
- ・「卒業時調査」…ディプロマ・ポリシーに定められた能力の修得状況を測定
- ・「卒業後調査」…卒業生の進路状況や学修成果の活用状況を検証

【大学全体の質保証に関する調査資料の作成】

- ・入学志願動向表…分野別、地域別、高校別の志願者・入学者の推移を分析
- ・入試区分分析…入試区分ごとのGPA分布、受賞実績等の相関関係を分析
- ・IRレポート…各種調査結果を分析し、本学ウェブサイトで公開
- ・ファクトブック…本学の概要、入学生、在学生、卒業生、研究、財務状況等を詳細に分析

これらの調査・テストは、入学時から卒業後まで一貫した学修成果の可視化を実現するものである。各種データの収集・分析にあたっては、各部署にIR担当を定めて「IRプロジェクト」を組織し、連携して情報を収集している。また、分析結果は関連する会議体に提供し、教育活動の改善のために活用している。

企画IR室は、教育の質保証と大学全体の質保証の双方に関わる調査・データの収集と分析を行っており、IRとしての機能を十分に果たしている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

企画IR室による学生調査等の分析結果を、より効果的に教育改善に活用できるよう、内部質保証委員会を中心とした全学的な情報共有の仕組みを強化していく。また、2024年度から開始した入学時の学修実態把握のための各種テスト（GPSアカデミックテスト、基礎学力テスト、プレイスメントテスト）について、その結果を分析・活用する体制を整備し、入学時から卒業時までの学修成果の可視化をより充実させていく。

2-3. 内部質保証の機能性

- 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組み

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、内部質保証の一環として以下のとおり学生からの意見・要望を把握・分析し、教育活動の改善に活用している。

1. 学生調査による意見把握とその活用

学生の意見は主に以下の調査を通じて把握している。

- ・新入生調査
- ・在学生調査
- ・学生による授業アンケート
- ・卒業時調査
- ・卒業後調査

各調査の結果は点検評価委員会で分析を行い、教育課程委員会等の関連する委員会で共有し、教育活動の改善に活用している。特に在学生調査では学修成果の獲得状況、学修実態、生活実態、満足度等を包括的に把握し、教育活動や学生支援の改善に活用している。

2. 学生代表との意見交換会

学生からの率直な意見聴取の機会を設け、学生からの生の意見を聞き改善に活用している。2023年度は11/27および12/4に「学生の代表者との意見交換会」を実施し、計24名の学生が参加し、施設やカリキュラム、学生生活に関して活発な意見交換を行った。本学では学生・教員・職員が三位一体となって教育課程や学生生活環境の改善に取り組んでいる。

3. 「Showa♪ in action」の取り組み

令和6(2024)年度より、学生の声をきっかけにして改善につながった学内の取組・活動を「Showa♪ in action」として整理し、学生にフィードバックを行っている。例えば、「窓口で相談しづらい」「相談先が分からない」といった学生の声を受けて、Teams上にAIチャットボットを導入。窓口が開いていない時間帯でも相談できるようになり、学生サービスの向上につながっている。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、以下のとおり学外関係者からの意見聴取を行い、教育の改善に活用している。

1. 企業・就職先からの意見聴取

卒業生の就職先企業へのアンケート調査を実施し、本学の教育に対する要望や卒業生の評価等について意見を聴取している。結果は点検評価委員会、教育課程委員会、キャリア委員会等で共有し、教育課程の改善等に活用している。

2. 高等学校等との意見交換

高大連携校や指定校推薦の高等学校との連絡協議会等を通じて、本学の教育内容や入学者受入れについて意見交換を行っている。結果は入試委員会等で共有し、入学者選抜方法の改善等に活用している。

3. 地域社会からの意見聴取

川崎市麻生区との「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」や「NPO法人しんゆり・芸術のまちづくり」等、地域連携活動を通じて得られた意見を、本学の教育活動の改善に活用している。

4. 「学外有識者会議」

「学外有識者会議」を開催し、本学の内部質保証の取り組みについて外部からの評価や意見を聴取し改善に役立てている。参加団体は、卒業生の就職先や地域連携を結んでいる団体、高等教育に知見のある団体の中から毎年数社に依頼をして、意見交換の場を設けている。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、内部質保証システムを機能させるため、以下のようなPDCAサイクルの仕組みを構築している。

1. 組織レベルでのPDCAサイクル

内部質保証委員会が全学的な方針を示し、点検評価委員会が具体的な点検・評価を行い、その結果に基づいて教学組織、教学運営組織等に改善を指示する仕組みを確立している。

2. 教育課程レベルでのPDCAサイクル

各学科・コースの教育課程については、三つのポリシーを起点とした点検・評価を行い、教育課程委員会等を通じて改善を図っている。例えば、学生調査の結果を踏まえたカリキュラムの見直しや、新たなコース設置（2024年度「声とことばの創造表現コース」新設等）につなげている。

3. 科目レベルでのPDCAサイクル

授業アンケートの結果をもとに、各教員が授業改善計画書を作成し、次年度の授業改善に活用している。実施状況は教員業績評価にも反映される仕組みとなっている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

「Showa♪ in action」の取り組みを通じて、学生の声を改善につなげた事例を積極的に可視化・共有することで、学生の意見をより一層活かせる仕組みを確立していく。また、新たに導入したAIチャットボットについては、利用状況やログを分析し、回答精度の向上と学生サービスの改善につなげていく。さらに、内部質保証システムの実質化に向けて、PDCAサイクルの各段階における検証を強化し、教育の質向上に向けた取り組みを継続的に推進していく。

【基準2の自己評価】

本学は、内部質保証の方針を明確に定め、学長を委員長とする内部質保証委員会を中心とした責任体制を確立している。自己点検・評価は、内部質保証委員会と点検評価委員会が連携して毎年実施し、その結果を学内で共有するとともに、3年に1度、自己評価報告書を作成しウェブサイトで公表している。

企画IR室によるデータ収集・分析体制を整備し、令和6(2024)年度からは入学時の学修状況把握のための各種テストを導入する等、学修成果の可視化を推進している。

また、AIチャットボットの導入等、学生の意見を改善に活用しており、それらの取組は「Showa♪ in action」として学生にフィードバックしている。

さらに、企業や高等学校、地域社会等の学外関係者からの意見聴取を適切に行い、その結果を教育改善に活用している。内部質保証のためのPDCAサイクルは、組織レベル、教育課程レベル、科目レベルの各段階で確立され、適切に機能している。

以上のことから、内部質保証のための組織体制と自己点検・評価の仕組みが適切に整備・運用されており、基準2を満たしていると評価できる。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、令和5(2023)年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しに合わせて、アドミッション・ポリシーの見直しを行った。建学の精神及び教育目的に基づいて明確に定めており、それぞれの『入学者選抜要項』とウェブサイトで周知している。

本学のアドミッション・ポリシーは、学力の三要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に基づいて、共通して身につけておくことが望ましい知識や能力、態度を明確に示している。『入学者選抜要項』では学力の三要素の評価方法やコース別の試験科目の配点、「入学希望理由書・活動報告書」の配点区分、記述式問題における出題の意図・評価する能力等を明示している。

令和3(2021)年度からは、内部質保証委員会を組織し、アドミッション・ポリシーを起点とする本学全体の教育の質保証について点検・評価する体制を整備している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学ではアドミッション・ポリシーに基づいて『入学者選抜要項』を作成し、要項に基づいて公正かつ妥当な方法により、適切な体制の下に入学者選抜試験を運用している。

入学者選抜試験の体制として、教授会の下に入試委員会、入試実施本部、アドミッション委員会を置き、互いに連携して入試の運営を担っている。入試委員会は、併設する大学と協同で運営している。入試委員会は、学長、副学長、音楽科長、併設大学音楽学部長、各部会主任、常務理事（教学担当）、事務局長、アドミッション・オフィサー、その他学長が必要と認めた者等で構成し、入学者選抜の企画立案及び調整、出題・問題点検・採点委員等の選定、『入学者選抜要項』の作成、入学者選抜の可否判定案に関すること、入学者選抜における特待生候補者の選考等を審議している。

音楽科には6つの入学者選抜試験の制度（特待生選抜、学校推薦型選抜（公募）、学校推薦型選抜（指定校）、総合型選抜、一般選抜、外国人留学生選抜）があり、出願資格や選考方法等は、『入学者選抜要項』とウェブサイトに明示している。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

音楽科は、入学定員と実際の入学者数との乖離を是正し、安定的な学生受入れ体制を構築するため、令和6（2024）年度に入学定員を100人から70人に減員した。過去5年間の入学者数の推移を見ると、2020年度の107人をピークに、2021年度75人、2022年度64人、2023年度65人、2024年度54人と減少傾向にある。18歳人口の減少や進学動向の変化等を背景として、本学に限らず全国的に短期大学を取り巻く環境は厳しさを増しており、入学者数の確保は短期大学共通の課題となっている。このような状況を踏まえ、入学定員充足率の適正化と教育の質の維持を目的として定員削減を行い、実態に即した学生受入れ数の確保を図っている。

また、学生の適切な受入れ数を確保するため、入試広報委員会が中心となり、オープンキャンパスや夏期・冬期講習会等の取組について継続的な検討を行い、受験生の多様な要望にきめ細かく対応している。加えて、令和6（2024）年度に開設した声とことばの創造表現コースを含め、社会のニーズを踏まえたコース編成の工夫により、短期大学部の教育的魅力の向上を図り、入学定員の確保に努めている。

さらに、本学では、社会人学生を含む多様な学生層の受入れに対応するため、「音楽と社会コース」や長期履修学生制度を設けている。これらの制度により、就労と学修の両立を希望する社会人や、個々の状況に応じた学修計画を必要とする学生が学びやすい環境を提供している。近年の学生募集環境の変化を踏まえ、これらの制度についても周知や活用を一層進めることで、短期大学部の特性を活かした学生確保に取り組んでいる。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

短期大学部音楽科においては、近年の入学者数の減少傾向を踏まえ、令和6（2024）年度に実施した入学定員削減の効果を検証しつつ、安定的な学生受入れの実現に向け、社会のニーズを踏まえた教育内容の充実と効果的な募集活動に取り組んでいく。

また、令和5（2023）年度に見直しを行った三つのポリシーについて、その効果を検証しながら、必要に応じて更なる改善を図っていく。

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、以下のとおり教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備運営している。

1. 教学運営組織

教授会の下に配置している委員会は、学科・コース等の枠を超える横断的な組織で、教育、学生生活、進路支援等の改善や課題に取り組むため、専任教員と事務職員協働の体制となっている。学修支援に関わる主な教学運営組織は以下の委員会が挙げられる。

「教育課程委員会」は、本学の教育課程の策定や検証、シラバスや科目ナンバリング、教育課程全般を担当している。

「海外研修委員会」は、科目として設定している海外研修について、その企画の立案や実施、運用上の問題点の把握、対策等を行っている。

「演奏委員会」は、学生の学修成果発表の場としての演奏会の企画、指導等を行っている。

2. クラス制

「クラス制」は、学生の学修や生活全般にわたって指導、相談を行う学生支援体制の一つである。コース・学年を単位としてクラスを設けクラス担任に専任教員を配置している。「クラス全体会」は、オリエンテーション期間を含め年間6回あり、学業に関すること（履修登録、出欠席状況、学業成績等）、卒業後の進路に関すること、その他学生生活上生じる問題への助言を行っている。

3. オリエンテーション期間の新入生、履修、授業に関するガイダンス

オリエンテーション期間の「基礎ゼミ」授業内において、学生としての自覚と誇りを身に付けてもらうこと、大学の学修が円滑にスタートできるようになることを目的として、沿革、建学の精神、使命・目的、教育課程等の説明を行っている。履修登録については、クラス担任が『履修要綱』等に基づき指導している。授業のガイダンスは、特徴的な科目をはじめソルフェージュ科目や外国語科目等、履修上特に注意を要する科目のほか、資格課程（教職、司書）について行っている。

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 障がいのある学生への支援

本学では、障がい学生支援に関する指針を定め、障がいのある学生から合理的配慮に関する申し出があった場合、学生生活支援室が相談窓口となり、支援組織である学生生活委員会が関係部門（担当教職員、学生相談室、保健室、必要に応じて学外の専

門家)と緊密に連携し、障がいのある学生が充実した学生生活を送れるようにサポートしている。

2. オフィスアワーによる学修相談体制

「学修さぽーと」という名称のオフィスアワー制度を設けており、学生が授業時間以外に専任教員と相談できるシステムである。通常授業期間中の毎週火曜日 12:30 から 13:30 の間は、各専任教員がレッスン室、研究室に在室して対応している。

3. TA(Teaching Assistant)による学修支援

本学では、教育内容の充実を図るためにTA制度を設けている。TAは、「ティーチング・アシスタント規程」に基づいて、科目を担当する部会・分科会において適切に運用している。TAは、併設大学の大学院生を対象とし、募集科目と募集人数を学生に示して募集を行い、応募者の中から一人ひとりの院生の学業とのバランスに配慮した上で選考・採用している。TA採用者には、適切に業務をしてもらうため、科目担当者との面談や研修への参加を義務付けている。

TA以外の学修支援の仕組みとして、伴奏研究員、合奏研究員、重唱研究員、実習研究員及び非常勤嘱託の制度があり、教育効果を高める教育スタッフの一層の充実を図っている。さらに、教学に関する円滑な運営を図るために助手を置いている。

4. 中途退学者、休学者及び留年者への対応

教職協働で行ってきた「退学防止プロジェクト」での取り組みを、令和6(2024)年度からはルーティン業務として定例化している。出席調査結果とIRデータ等を活用した個人面談票を用いて個人面談を実施するほか、学生支援に関する内容を掲載したクラス担任ハンドブックを発行し、組織的な支援体制を整備している。

また、令和6(2024)年度からは学生からの「相談しづらい」「相談先が分からない」等の声に応じて、Teams上にAIチャットボットを導入し、相談先が不明でも気軽に相談でき、事務局窓口が開いていない時間帯や土日祝でも質問できる体制を整えた。

このほか、基礎学力を補うための授業科目の開設、外国語科目やソルフェージュ科目でのグレード制の導入、補習授業の実施、転コースの制度等、多様な支援策を実施している。

5. 長期履修制度の開設

本学では、50歳以上の学生が10名を超え、在学生全体の8%近くを占めている。仕事や家庭の事情等により毎日授業に通うことができない学生のために、2年間の修業期間を3年又は4年に延長することができる長期履修制度を設けている。この制度の利用者は現在、シニア世代を対象とした「音楽と社会コース」を中心に、在学生全体

の1割を超えている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

新たに導入したAIチャットボットについては、回答精度の向上と利用促進に向けて継続的な改善を図っていく。また、クラス担任ハンドブックの内容充実や定期的な更新により、組織的な学修支援体制の強化を進めていく。TAについては、募集しても応募がない科目もあるため、周知方法を改善していく。

3-3 . キャリア支援

3-3-① 教育課程 におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程 におけるキャリア教育の実施

本学では、教育課程内において以下のようなキャリア教育を実施している。

1. キャリア科目の開設

全コース共通の選択科目として「キャリア科目」を7科目設定している。このうち「キャリアデザイン」（全コース選択/教養科目）では音楽業界の現状やニーズについて理解し、複眼的な視点でキャリアについて考え、専門性を活かし卒業後のキャリアビジョンを描くことをめざしている。

2. 地域連携による実践的教育

本学の特徴的なキャリア科目として、「音楽活動研究①・②」がある。地域において学生の専門性を活かした音楽活動を行う中で、主体性、コミュニケーション能力を育み、地域貢献活動を通じて自身の成長を図り、将来の具体的な仕事のイメージをつかむことにつながっている。

3. コースごとの専門的実践教育

バレエコースでは「公演実習」において成果発表、卒業公演など2年間で6回の公演を実施し、観客を意識して取り組むことで、ダンサーとしてのレベルおよび作品の総合力を高めている。

3-3-② キャリア支援体制の整備

1. キャリアセンターの組織体制

「キャリアセンター」は、キャリア委員、キャリアコンサルタント、就職相談員、キャリア支援室職員により構成し、音楽大学短期大学部としての専門性を活かしたキャリア支援を行っている。

2. 相談体制の充実

キャリア支援室には、キャリアコンサルタント（有資格者）6人が月曜日から金曜日まで勤務し、学生のさまざまな相談に応じている。令和4（2022）年度からは、オンラインでの企業説明会や採用面接に対応するため、キャリアセンター内に「オンライン用個別ブース」を3つ設置した。換気や遮音性に優れた最新設備を導入し、キャリアセンターのPCを使用することも可能である。また、同時時期に個別相談ブースを2つ設置し、オンラインでの個別相談を可能にした。

3. 多様な就職支援策の実施

「キャリアセンター」では、内容によってクラス担任や実技担当教員と連携をとりながら、以下のような支援を実施している。

- ・短大1年生を対象とした「全員面談」の実施
- ・「職務適性診断テスト」の実施
- ・就職支援講座、企業説明会の開催
- ・求人情報システムの運用
- ・卒業生のための進路相談の実施

4. 情報発信の強化

学生への情報発信を強化するため、令和5（2023）年度からInstagramでのキャリア関連情報の発信を開始した。キャリアセンターの取り組みや各種イベント情報を随時発信し、学生の利用促進を図っている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

センターの利用状況を分析し、学生サービスの改善につなげていく。また、産業界との連携を密にし、卒業生や採用企業へのアンケート調査や学生の個別面談の結果を分析し、その結果を「キャリアセンター」の取組みに活かしていく。

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のための支援として、以下の体制を整備し運営している。

1. 学生生活の支援組織

学生生活の安定のための支援は、主に、学生生活委員会、クラス担任、及び学生生活支援室が中心的役割を担い、連携して対応している。中でも、専任教員で構成される学生生活委員会は、学生の福利厚生、課外活動、学生会活動、学生寮、奨学金等、学生生活全般について中心的な役割を担う。学生相談は、臨床心理士、公認心理士の資格を有するカウンセラーが交替で、週4日「学生相談室」に在室して対応するほか、クラス担任を中心とした専任教員、学生生活支援室等が適宜対応する体制をとっている。

2. 奨学金等の経済的支援

本学独自に行う奨学金制度及び学費減免制度の運用は、主に東成学園奨学生選考委員会等が担っている。学外団体の奨学金を含めた奨学金全般の手続き等については学生生活支援室が担当している。

本学は高等教育の修学支援新制度の対象機関として認定されており、毎年の機関要件更新申請を行っている。この制度の導入に伴い、本学独自の奨学金制度を見直し、以下の制度を整備している。

(1)特待生制度

学業成績や人物評価が特に優秀な学生を対象に、入試の成績に応じて30万円から150万円までの5段階で授業料を減免する制度。原則2年間継続され、毎年度末に継続審査を実施する。入学時以外にも在学中に特待生に選考される場合がある。

(2)学費支援奨学金

経済的に就学が困難な学生を対象に、学費の一部を減免する制度。

(3)東成学園応急貸与奨学金

家計急変により学費支弁が困難になった学生を対象とした制度。

(4)東成学園特別活動奨学金

学内外の各種コンクールやオーディションでの入賞者等、教育活動上特に必要と認められた学生への給付制度。

(5)外国人留学生奨学金

経済的理由で学費支弁が困難な外国人留学生で、学業成績・人物ともに優秀な者を対象とした授業料減免制度。

(6)兄弟姉妹等の学費減免制度

在学生の兄弟姉妹または配偶者が入学する場合は入学金全額、卒業生の子や兄弟姉妹、配偶者が入学する場合は入学金半額を免除する制度。

上記のほか、利子補給制度や激甚災害に伴う学納金の減免、また入学前に高校生のための歌曲コンクールにおいて受賞実績のある者や、音楽教室・バレエ教室および受験対策スクールパスウェイズ出身者を対象にした減免制度等、様々な授業料減免制度を設け、学生の経済的負担を軽減し、学業や音楽活動に専念できる環境を整備している。

3. 心身の健康相談、心的支援、生活相談等の体制

以下の取組みを行っている。令和2(2020)年度以降は、所管の保健所の指示の下、新型コロナウイルスをはじめとした対応にあたっている。

(1)保健室での健康管理

南校舎と北校舎それぞれに保健室を設置し、10:30 から 16:30 まで2人の看護師が交代で健康相談等に応じている。全学生を対象に年1回定期健康診断を実施し、希望者には保健室でアルコール・パッチテストを実施している。健康診断の結果は個々に看護師が通知し、健康上問題が見られる学生には個別に指導を行っている。また、近隣の提携病院とも校医契約を結び、定期健康診断後の書面による健康指導のほか、疾病への対応を行っている。さらに、受動喫煙防止と健康増進の観点から大学敷地内を全面禁煙としている。

(2)学生食堂における100円朝食・200円夕食の提供

本学では、朝食をとる習慣づけとバランスのとれた食事を提供することを目的として、午前8時からカフェテリア(以下、学生食堂)を利用できるようにしている。併せて、学生が利用しやすくするために、本学と卒業生組織が補助して100円で朝食がとれるように平成22(2010)年から継続して取り組んでいる。現在は、卒業生組織の「同侪会」の協力も得ながら、授業日を含め年間200日程度の朝食メニュー(和食セット・洋食セット)を100円(通常350円)で提供している。また、授業後に練習室や図書館で自習する学生や一人暮らしの学生が多いことから、学生食堂及びミニコンビニは夜19:00まで営業している。令和2(2020)年からは新型コロナウイルスの影響により、経済的に影響を受けている学生への経済的支援のため、大学と同侪会が差額を補助して夕食メニューについても200円(通常440円)で提供し、学生の食費負担軽減につながる支援を行っている。

(3)学生保険等への加入

全ての学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、その保険料は本学が全額負担している。この保険は、正課を受けている間や学校行事に参加している間、大学に届け出た課外活動中、通学途中の事故等に対応している。また、教育実習、学外実習等、学外での活動に参加する学生が加入する「学研災付帯賠償責任保険」の保険料も本学が全額負担している。

(4)学生相談室でのカウンセリング

学生の心的支援に関する相談は、臨床心理士の資格を有するカウンセラーがローテーションで週に4日間担当して行うほか、学生生活委員会の担当教員による相談も行っている。また、各クラスを担当する専任教員（クラス担任）は、学業に関する相談や、学生生活上の問題等についての相談対応、指導・助言を行っている。入学時のガイダンスや「学生便覧」、リーフレットで周知している。対面、電話、メール、手紙等、学生が相談しやすい方法で相談を受け付け、「学生相談室」や電話にて面談を行っている。

(5)合理的配慮の必要な学生への支援・面談

学生支援センター学生生活支援室が相談窓口となり、学生生活委員会が関係部門（担当教職員、学生相談室、保健室、必要に応じて学外の専門家）と緊密に連携し、障がいのある学生が充実した学生生活を送れるようにサポートしている。

(6)AIチャットボットによる相談窓口の拡充

Teams 上にAIチャットボットを導入し、相談先が不明でも気軽に相談でき、事務局窓口が開いていない時間帯や土日祝でも質問できる体制を整えている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

AIチャットボットの活用により相談機会の拡充を図るとともに、学生からの相談内容を分析し、支援体制の改善に活かしていく。また、学生の経済的な状況を見守りながら、食事支援等、学生生活の安定のための支援に引き続き取り組んでいく。

3-5 . 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、南校舎と北校舎で教育研究活動を行っている。両校舎は小田急線新百合ヶ丘駅から徒歩5分以内であり、学生・教職員の教育研究活動にとって利便性に富んだ環境にある。校地面積は併設する大学と共用し、22,085.1㎡であり、大学設置基準上必要な面積を上回っている。

施設設備の運営管理については、事務組織として総務部が総括して担当している。施設設備のメンテナンスについては、設備業者に委託し、連携して管理している。防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防法に対応している。

本学の特徴としてピアノをはじめとして多数の楽器を保有しているため、学生支援センター演奏支援室に楽器係として専門の職員を置き、「楽器室」で楽器の貸出・修理に対応するほか、楽器の調律に関する計画、運用を行っている。また、「テアトロ・ジーリオ・ショウワ」「ユリホール」を有するため、総務部施設課に劇場運営担当を置き、専門の技術者と連携して劇場利用に際しての安全管理、機器備品のメンテナンスに関する計画、運用等を行っている。

南校舎A棟の主な一般教室はすべて、プロジェクタとパソコン設備を設置しており、また、ユリホールAV機器についても一部更新をし、継続的に学修環境の改善に努めている。

3-5-②図書館の有効活用

図書館は、南校舎地階に位置し、併設する大学と共用している。延べ床面積は1,597㎡で、蔵書183,177冊を所蔵している。閲覧席数は286席を整備しており、収容定員に対する座席数の割合は22.0%である。

図書館の有効活用を図るため、学修・研究活動の拠点としての機能強化に取り組んでいる。2021年4月からライブラリー・サポーター制度を導入し、2022年からは経験者を年間アルバイトとして雇用することで、学生の視点を活かした図書館運営を進めている。また、2023年度からは館外貸出が可能な著作権処理済み映像資料の購入・貸出を開始し、利用の幅を広げている。さらに、ブラウジングコーナーでは蓋付き容器に入った飲み物の利用を認めるなど、利便性向上の工夫を行っている。

資料公開の面では、2023年3月から小原・堀田コレクションの写真データをOPAC上で学外にも公開し、2023年度にはWeb展示を4回実施した。加えて、2022年にはVR環境での写真展を試験的に行い、デジタル・ライブラリーの可能性を検討している。2022年7月から10月には、ユリホールとジーリオにて「モーツァルト《フィガロの結婚》～小原・堀田写真コレクションにみる日本上演史～」を開催し、学術的・文化的発信にも取り組んだ。

サービス面では、コロナ禍で一時停止していた学外者の館内閲覧利用を2023年から

事前申請制で再開し、オンラインでの資料貸出申請や電子書籍・電子ジャーナル・電子楽譜を含むデータベースの拡充を継続して進めている。さらに、2024年からはInstagramの運用を開始し、情報発信の強化を図っている

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

南校舎、北校舎ともに、エレベータ、多目的トイレ、スロープ等を設置し、利便性の向上に努め、校舎全体のバリアフリーに配慮している。

また、南校舎空調や北校舎トイレ改修も実施するなど衛生面にも配慮し、学修環境の整備を実施している。

なお、毎年実施している「在学生調査」において、施設・設備に関する項目を設け、学生の意見を収集し、学修環境の改善に活用しており、令和5（2023）年度は、学生からの意見を踏まえ、練習室予約システムの改修やイーバックチェア（移動が困難な方が利用できる階段避難車）の導入などを実施し、改善を図った。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

図書館については、電子資料の拡充と利用促進を進めるとともに、大学院生アルバイト、ライブラリー・サポーター等を活用した学生目線でのサービス向上を図っていく。施設設備については、新型コロナウイルス対策を講じつつ、引き続き適切な学修環境の整備と運営・管理を行っていく。また、高度にメディアを活用した授業を進めるためにさらなるICT環境の整備を進めていく。

【基準3の自己評価】

本学は、令和5（2023）年度に三つのポリシーの見直しを実施し、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を適切に実施している。また、社会のニーズに応える形で新たに「声とことばの創造表現コース」を開設する等、適切な学生受入れを行っている。

学修支援については、教職協働による委員会体制を整備し、クラス担任制度やTA等の活用により、きめ細かな支援を実施している。また、令和6（2024）年度からはAIチャットボットを導入し、学生からの相談機会の拡充を図っている。

キャリア支援については、教育課程内での体系的なキャリア教育と、「キャリアセンター」による就職支援体制を整備している。特に地域と連携した「音楽活動研究」等の実践的な科目は、本学の特色ある取り組みとなっている。

学生サービスについては、国の高等教育の修学支援新制度への対応に合わせて奨学金制度を見直し、特待生制度を含む多様な経済的支援を整備している。また、学生食堂での朝食・夕食支援等、学生生活の安定のための支援を継続している。

学修環境については、適切な校地・校舎面積を確保し、図書館の大学院生アルバイト、ライブラリー・サポーター等により、学生の視点を活かした環境整備を進めている。ま

た、施設のバリアフリー化等、安全性と利便性に配慮した運営を行っている。
これらのことから、基準3を満たしていると評価できる。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、令和5(2023)年度に建学の精神と教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーの見直しを行った。音楽科、音楽科バレエコースのそれぞれについて学位プログラムごとに策定し、『履修要綱』とウェブサイトにおいて周知している。

また、令和2(2020)年度からは、学生が取得した学位や資格、能力、知識等の学修成果を可視化するために、学位記や卒業証明書、成績証明書とは別に、「ディプロマ・サプリメント」を作成し、音楽科の卒業生全員に交付している。令和6(2024)年度からは入学時の学修実態把握のために、GPSアカデミックテスト(アセスメントテスト)、基礎学力テスト(英語・日本語・数学)、プレイスメントテスト(楽典、ソルフェージュ、音楽理論等)を全員に実施し、在学中の学修成果の可視化をより充実させている。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1. 単位認定基準

単位認定の基準については、「昭和音楽大学短期大学部学則(以下、短大学則)」第14条から第17条及び「履修規程」に明確に定めるとともに、詳細を『履修要綱』に記載し周知している。「昭和音楽大学短期大学部履修規程」第7条第1項に「単位修得の認定は、試験、課題提出等、担当教員が授業計画書(シラバス)に示した方法により総合的に行う」と明文化し、5段階の評価基準(S・A・B・C・F)を規定している。

本学は客観的な成績評価、科目間の成績評価基準の平準化を図るため、成績評価に基づき単位当たりの成績評価の平均値を示すGPA制度を導入している。教育課程委員会及び教授会等において、修得単位、GPA数値により、学修指導を行っている。

なお、令和5(2023)年度より、GPA制度において再履修科目の成績評価を上書きする方式に変更した。これにより、学生のGPA回復の機会を確保し、学修意欲の維

持・向上を図るとともに、より適切な学修指導を行える体制を整えている。

2. 卒業認定基準

短期大学部の卒業認定については、「短大学則」第19条に規定し、学生には『履修要綱』で分かりやすく示している。令和元(2019)年度以降の入学生においては、卒業要件単位数(62単位以上)を修得し、GPA1.5以上は卒業とする、と規定している。卒業認定については、修得単位の状況に基づき、教育課程委員会が判定した上で、教授会の審議を経て、学長が認定している。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

令和5(2023)年度に見直しを行ったディプロマ・ポリシーについて、その効果を検証しながら、必要に応じて更なる改善を図っていく。また、令和6(2024)年度から開始した入学時の学修実態把握テストの結果を、在学中及び卒業時の学修成果の獲得状況と合わせて分析することで、入学時から卒業時までの学修成果の可視化をより実質化していく。

さらに、再履修科目の上書き方式への変更を含むGPAを活用した学修指導について、その効果を検証し、より効果的な指導方法の確立をめざしていく。

4-2 . 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、令和5(2023)年度にディプロマ・ポリシーの見直しに合わせて、建学の精神と教育目的に基づいたカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。学位プログラムごとに策定し、『履修要綱』とウェブサイトにおいて周知している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

短期大学部のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて策定してい

ることを明記している。カリキュラム・ポリシーは、学修成果の資質・能力を踏まえ、学位プログラムごとに作成している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに基づき、本学では「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の三つの柱により教育課程を編成している。令和6(2024)年度には新たに「声とことばの創造表現コース」を開設する等、社会のニーズに応じた教育課程の充実を図っている。

教育課程の体系的性を示すため、開講している全ての科目を「学修成果に対応したカリキュラム・マップ」として可視化し、『履修要綱』に示している。加えて、学修成果の達成に必要な授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを「カリキュラムツリー」として可視化し、ウェブサイトを示している。また、令和3(2021)年度より科目ナンバリングを導入し、授業科目の分類、難易度を明確にしている。

単位の実質を担保するため、年間の履修単位数の上限(48単位)を定めている。例外として、意欲があり2年生以上でGPAの値が3.5以上の優秀な学生に対しては、教育課程委員会が審議の上、単位の上限を超えて履修を認める場合がある(実技科目を除き1年間に4単位までとしている)。

4-2-④ 教養教育の実施

本学では、教育課程の三つの柱の一つとして「教養科目」を設定し、教養教育を実施している。そのうち「基礎ゼミ」は、全コース共通の必修科目として位置づけている。

本学では、教養科目の運営及び充実のための教学組織として「教養科目分科会」を置いている。また、「基礎ゼミ」は全学的な取組みとなるため、「基礎ゼミ分科会」を置き実施体制を充実させている

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

幅広い専門知識、高度な技能や応用能力を修得することをめざす専門科目や外国語科目においては、学修歴や能力に応じたクラス分け授業の取組みを行っている。また、メディア授業の導入やTeamsを活用した授業支援等、ICTを活用した教授方法の工夫を行っている。令和5(2023)年9月には教学基幹システムとポータルサイトのシステム更新を実施し、学生への情報伝達の迅速化や授業でのICT活用の利便性向上を図っている。

教授方法の改善を進めるための組織体制としてFD委員会を置き、学生による授業アンケートの実施やその結果の分析、フィードバック等を定期的に行っている。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

令和5(2023)年度に見直しを行ったカリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・

ポリシーとの一貫性を維持しながら、その効果を検証していく。また、令和6(2024)年度に開設した「声とことばの創造表現コース」の教育内容について点検・評価を行い、必要な改善を図っていく。

科目ナンバリングについては、科目間の関連性や難易度の設定が学生の履修計画の参考になっているか調査・分析を行う。令和5(2023)年9月に更新した教学基幹システム・ポータルサイトの活用状況を検証し、メディア授業やICTを活用した教授方法のさらなる充実を図っていく。

4-3 . 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導 などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法として、以下の取り組みを実施している。

1. 入学時の学修実態把握

令和6(2024)年度から新入生全員を対象に以下のテストを実施している。

- ・GPSアカデミックテスト(アセスメントテスト)
- ・基礎学力テスト(英語・日本語・数学)
- ・プレイメントテスト(楽典、ソルフェージュ、ポピュラー音楽理論等)

2. 在学中の学修成果把握

主に以下の調査を通じて、学修成果の把握を行っている。

- ・在学生調査(学修成果の獲得状況、学修実態、生活実態、満足度等)
- ・学生による授業アンケート
- ・主科実技試験における観点別評価と所見フィードバック
- ・GPAによる学修状況の把握

3. 卒業時の学修成果把握

- ・卒業時調査(ディプロマ・ポリシーに定められた能力の修得状況等)

・「ディプロマ・サプリメント」による学修成果の可視化

また、学生の出席状況と成績の関連性を重視し、学生支援センターの授業支援室と学生生活支援室およびクラス担任が連携して、出席不良者と成績不良者への面談・フォローを実施している。これにより、出席不良、成績不良、留年および退学等を早期に防止する取り組みを行っている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

各種調査・テストの結果は、以下のように教育改善に活用している。

1. 入学時の基礎学力テストとアセスメントテスト（GPS-Academic）結果の活用

入学時の基礎学力テストとアセスメントテスト（GPS-Academic）の結果は、入学者の基礎的な学力や汎用的能力の傾向を把握する重要な指標として活用している。調査実施後にフォローアップ研修の機会を設け、調査結果をどう活用するかを解説し、学生自身が調査結果を学修に活かせるよう支援している。

また、令和6（2024）年度からは、プレイスメントテスト（楽典、ソルフェージュ、ポピュラー音楽理論等）を履修者に限定せず新入生全員に実施することとした。これにより、入学時点での音楽の専門知識の獲得状況を包括的に把握することが可能となり、クラス分け等の基礎資料としての活用に加え、カリキュラムの見直し等の教育改善にも活用していく。

2. 在学中の学修成果把握結果の活用

「在学生調査」の結果は点検評価委員会で分析を行い、教育課程委員会等の関連する委員会で共有し、教育内容・方法の改善に活用している。また、授業アンケートの結果は各教員にフィードバックし、授業改善計画の作成を求めている。

3. 卒業時の学修成果把握結果の活用

卒業時調査の結果は、教育課程全体の点検・評価に活用している。また、「ディプロマ・サプリメント」は、学生が自身の学修成果を具体的に把握・説明できるツールとして活用している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

令和6（2024）年度から開始した入学時の基礎学力調査ならびにアセスメントテストについて、その結果を在学中および卒業時の学修成果と関連付けて分析し、教育改善に活

用する体制を整備していく。また、出席状況と成績の関連性を踏まえた学生支援について、その効果を検証しながら、支援体制のさらなる充実を図っていく。「ディプロマ・サプリメント」については、学生の活用状況を把握し、より有効な活用方法を検討していく。

【基準4の自己評価】

本学は、令和5(2023)年度に三つのポリシーの見直しを行い、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を確保している。単位認定、卒業認定等の基準は明確に定め、再履修科目の上書き方式を導入したGPAを活用した厳正な成績評価を行っている。

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに基づき、「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の三つの柱による体系的な編成を行っている。令和6(2024)年度には「声とことばの創造表現コース」を新設する等、社会のニーズに応える教育内容の充実を図っている。また、カリキュラム・マップやカリキュラムツリー、科目ナンバリングにより、教育課程の体系性を明確化している。

教授方法については、学修歴や能力に応じたクラス分け授業の実施や、令和5(2023)年9月に更新した教学基幹システム・ポータルサイトを活用したメディア授業の導入等、効果的な教育方法の工夫を行っている。FD委員会による組織的な授業改善の取り組みも適切に実施している。

学修成果の把握・評価については、令和6(2024)年度から入学時の基礎学力テスト、アセスメントテスト、プレイスメントテスト(全員実施)を導入し、入学者の基礎的な学力、汎用的能力、音楽の専門知識の獲得状況を包括的に把握する体制を整備した。また、在学中は各種調査の実施に加え、学生支援センターによる出席状況・成績の一体的な把握と支援を行っている。さらに、「ディプロマ・サプリメント」により学生が自身の学修成果を具体的に把握・説明できる仕組みを提供している。

以上のことから、基準4を満たしていると評価できる。

基準5. 教員・職員

5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

「昭和音楽大学短期大学部学則」第41条において「学長は、本学を代表し校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めており、学長の意思決定の権限と責任を明確にしている。

学長がその職責を果たしリーダーシップを適切に発揮するため、以下の補佐体制を整備している。

1. 学園運営委員会

学園全体の活動について、報告事項、審議事項等が議案として提起される場である。各部門の部局長が構成員となっていることから、学長方針の伝達、意見交換等、リーダーシップを発揮するうえで重要な組織となっている。

2. 内部質保証委員会

学長が委員長となり、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証の双方について点検・評価を行っている。

3. 点検評価委員会

学長の下に設置し、内部質保証委員会の指示を受け、教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等に対して改革・改善の指示を行う体制となっている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

使命・目的を達成するために、以下のように権限の分散と責任の明確化を図っている。

1. 教学組織の整備

専門分野の教育課程の運用、課題の解決等のため、専任教員を構成員とする部会・

分科会を組織している。部会・分科会は、併設する大学と協同して、主に授業内容・方法の検討、授業及び試験の運用、学修成果の発表等について協議を行っている。責任者として、部会には主任、分科会には主査を置き、その運営を委ねている。

2. 教学運営組織の整備

全学に共通する課題等を審議するため、委員会を組織し、コースの枠を超える横断的な組織として位置づけている。委員会には責任者として委員長を置き、構成員は教職協働体制となっている。委員会には、その職務のうち特定分野について審議を行うため、必要に応じて作業部会を置いている。

3. 部局長の役割明確化

音楽科長、音楽学部長、大学院音楽研究科長、図書館長は学長が推薦し、理事会が承認する。これらの役職者は、学長と同一の任期中それぞれの立場において学長を補佐している。また、学生に関わる問題については、学生生活委員長についても学長が対処を指示できることとしている。

4. 副学長の位置付け

「昭和音楽大学短期大学部学則」第41条第2項、第43条に副学長の組織上の位置づけを明確に定め、必要に応じて副学長を置き学長を補佐する体制を整備している。

これらの組織の活動状況については、議事録や実施計画・結果等の資料が、教授会、研究科委員会、学園運営委員会に報告され、学長が教学マネジメントにおいて意思決定する体制が整備できている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

教学マネジメントの遂行に必要な事務組織を置き、職員を適切に配置し、業務分掌に関する規程に基づき業務を執行している。

事務局は、法人本部事務局と大学・短大事務局の2つの事務局体制となっている。法人本部事務局は、理事長室、事業運営部、内部監査室、新学部設置準備室で構成され、大学・短大事務局は、企画広報部、学生支援センター、総務部、研究施設で構成している。各事務局長の下、部長、課長を置き、必要に応じて、部には部次長、課には課長代理、係長、主任を置いて、指揮命令系統を明確にしている。

また、教学運営組織の構成員は教員と職員の協働で構成し、それぞれの委員会の目的に応じてその業務を行う部署より職員が出席している。さらに、教授会においては、教授会を構成する教員だけではなく、職員も教授会に出席し、教学マネジメントを機能させている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制は十分に整備しているが、令和5(2023)年度の学長諮問委員会廃止後の新体制における役割分担について、引き続き検証を行っていく。また、教職協働による委員会運営の実効性をさらに高めるため、SD研修等を通じて職員の企画立案能力の向上を図っていく。

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

音楽科は、短期大学設置基準の定める専任教員数及び教授数を充足している。

専任教員の採用は、「昭和音楽大学短期大学部教員選考規程」に基づき、また、専任教員の昇格も、同規程に基づいて適切に行っている。なお、この規程に定める各職位の選考基準は、短期大学設置基準に準拠し定めている。

教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。また、実務経験を有する専任教員は、「昭和音楽大学短期大学部学則」第43条により、教授会の構成員となっており、大学運営に参画している。さらに、「昭和音楽大学短期大学部学則」第44条により、教育課程の編成等について責任を担うことを明確に規定している。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の充実に向けて、継続して必要な教員の確保と適切な配置に努めていく。また、教員の年齢構成バランスに配慮しながら、中長期的な視点での教員組織の整備を進めていく。

なお、基幹教員制度の導入に向けて規程の整備等準備を進めて行く。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
本学では、「学校法人東成学園 人材育成の方針」において、人材育成の方針及び教員に求める能力を定め、能力の獲得に向け、UD、BD、FD、SDの取組みを推進していくこととしている。この方針に基づいて「FD研修に関する規程」を定め、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修を行っている。

教員の研修は、全ての専任教員及び非常勤教員を対象としたFD全体研修会と、専門分野ごとの部会・分科会によるFD研修会を行い、企画立案及び実施は併設する短期大学部と協同のFD委員会又は各部会・分科会が担当している。令和5(2023)年度のFD全体研修会は、オンデマンド型配信による動画視聴と参加報告書提出を併用することで、全ての専任教員が参加できる体制を整えた。

大学院音楽研究科は、独自にFD委員会を組織し、音楽学部との共通課題については、全体研修会を音楽学部と合同で実施している。

FD研修のテーマについては、毎年度、FD委員会が併設大学の音楽学部、大学院音楽研究科共通と共通の年間テーマを定め、そのテーマに沿った内容で研修会を開催している。令和5(2023)年度は「学修成果の可視化への取組み」をテーマに実施した。

また、令和5(2023)年度はSDと合同でのFD研修も実施するなど、教職協働の実質化に向けた取組も進めている。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、「学校法人東成学園 人材育成の方針」に基づいて「SD研修実施方針」と「SD研修に関する規程」を定め、職員の自己研鑽機会の拡充を図っている。

企画IR室と人事・給与課が連携したSDプロジェクトを組織し、全学的なSD研修を企画・実施している。令和5(2023)年度は、本学のガバナンス・コードを踏まえた職員の役割をテーマに実施した。

また、令和4(2022)年度からは、職員の自己研鑽を支援するため、時間や場所を問わず受講できるオンライン研修サービス「Schoo」を導入し、令和5(2023)年度からは大学職員に特化した「BIZUP for University」オンラインセミナーも導入した。これらのプラットフォームでは、高等教育に関する最新トピックスから、マネジメントスキル、データ分析手法まで、幅広い分野の講座を提供している。さらに、グローバル化への対応として英語のオンライン学修環境も整備し、希望者が自身のペースで語学力向上に取り組める体制を整えている。

これらの自己研鑽プログラムの受講は、人事評価の対象とするとともに、専門的な資格取得をめざす職員への支援制度も設けている。管理者のための研修については、日本私立大学協会、私学経営研究会等、学外の研修・セミナーに職員を積極的に派遣し、職務管理能力の向上を図っている。

研修制度と併せて「人事考課規程」を整備している。人事考課は、二度の賞与及び年度末の昇給・昇格時期に実施し、考課対象時期の業績、勤務態度、能力等を評価するものであり、職員の資質・能力の向上を促し、業務に活かす仕組みとして整備している。

加えて、令和5(2023)年度からは、Teamsに専任教職員向けのSDチャンネルを設置し、学外の研修・セミナー情報や高等教育機関の最新動向等について、タイムリーな情報発信を行っている。このチャンネルでは、オンライン研修プログラムの活用事例や受講者の感想等も共有され、教職員間の学び合いを促進する場としても機能している。また、各種研修への参加報告や業務改善事例等についても随時共有されており、組織全体の知識・経験の蓄積と活用を図っている。

また、令和5(2023)年度はFDと合同でのSD研修も実施するなど、教職協働の実質化に向けた取組も進めている。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

教職協働による大学運営の更なる充実に向けて、FD・SD研修を体系的に実施していく。特に、内部質保証の実質化に向けて、教職員の意識向上と実践的な知識・スキルの習得を図る研修を計画的に実施していく。

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4においては、概ね基準を満たしているが、「①研究環境の整備と適切な管理運営」において改善の余地がある。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

専任教員には研究室を割り当てており、実技個人レッスン担当の教員については、レッスン室と兼用であるが、その時間以外は研究室として利用している。教員は、個別に専用のPC他必要な備品、消耗品を大学が用意している。しかしながら、研究環境については、静粛性や資料保管スペースの確保など、より快適な環境づくりに向けて改善の

余地が残されている。

「専任教員の勤務に関する規程」において原則週4日の出校日と就業規則に定める休日以外の日を研究日として定めている。夏季・冬季・春季の休業期間等通常授業のない期間については、学長が命ずる業務のある勤務日以外の日を研究日とし、まとまった研究時間をこの期間に確保できるようにしている。

専門分野の研究を行うための研究組織として、専任教員が中心となって構成された8つの附属研究所を設置しており、各年度の事業計画に沿って研究活動を推進している。また、外部の団体や行政機関等からの委託を受けて研究に取り組むことも増えてきている。一部の研究所においては、独自の研究紀要を継続的に発行し、研究発表の機会を促している。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規程を整備し、研究機関として良好な研究環境を維持するために、厳正に運用している。科学研究費助成事業に関しては、関連規程を定めるとともに、適切な管理と運用を行うため「公的研究費内部監査実施要領」、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」、「公的研究費不正防止計画」、「公的研究費の使用に関する行動規範」を定め不正防止に努めている。

研究倫理については、「研究倫理委員会」を設け、申請がある場合に速やかに開催している。また、FD研修会において「研究倫理」をテーマにガイダンスを実施し、教員の意識向上を図っている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費については、教授・准教授・講師・助教に対して年25万円を限度として研究費を使用できるようにしている。この使用に関しては、「教員個人研究費規程」等を整備して適切に運用している。また、研究費の適切な使用と利便性を図るためにハンドブックを作成し配付している。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人東成学園 中長期計画2020-2024」の取組みとして設定している「研修」「研究」時間と機会の拡充を推進するため、研究時間及び環境の確保・向上にむけて以下を検討していく。

研究室の配置については、今後の新学部設置に伴う校舎新增築の計画に合わせて見直しを進めていく。また、静粛性の確保や資料・機材の保管スペースの充実など、研究に集中できる環境づくりの観点からも改善を検討していく。

大型の研究費を獲得した際に、より長時間研究に専念できる体制を整えるため、科研費のバイアウト規程についても検討していく。また、研究を支援する事務体制について

は、研究支援業務全般を強化するために、U R A (University Research Administrator) 等の専門職種の採用等も検討していく。

上記の諸点について、今後検討が必要となる。

【基準5の自己評価】

本学では、学長のリーダーシップが適切に発揮できるよう、学園運営委員会、内部質保証委員会、点検評価委員会等の体制を整備し、それぞれが機能している。また、権限の適切な分散と責任の明確化を図るため、教学組織、教学運営組織を整備し、部局長の役割も明確にしている。事務組織については、教学マネジメントの遂行に必要な部署を配置し、教職協働による運営を行っている。

専任教員は、短期大学設置基準の定める教員数を充足しており、教育目的に即した採用・昇任を適切に行っている。

教員の職能開発については、F D委員会を中心にF D研修会を組織的に実施し、教育内容・方法等の改善を図っている。職員についても、S D研修会の実施や学外研修への派遣等を通じて、資質・能力の向上に取り組んでいる。

研究支援については、研究室の整備、研究時間の確保、研究費の配分等、適切な研究環境を提供している。研究倫理については関連規程を整備し、F D研修会等を通じて教職員の意識向上を図っている。また、8つの附属研究所を設置し、専門分野の研究を推進している。

以上のことから、基準5を満たしていると評価できる。

基準6. 経営・管理と財務

6-1 . 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、「学校法人東成学園寄附行為（以下、寄附行為）」において、法人の目的を明確に規定している。高い公共性を有する学校の運営主体として主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的に、令和2(2020)年3月に「学校法人東成学園ガバナンス・コード」を策定し、これを経営の規律の基本とした制度設計、規程の整備により学園運営を行っている。

また、学修環境の改善、教職員の資質向上、職務遂行上の倫理規範等を踏まえて、学生の満足度向上を図る教育研究活動を展開している。さらに、社会に開かれた大学としての役割を果たすべく、学修成果の発表、教育資源の社会への提供、情報の公表等を誠実にやっている。

私立学校法第63条の2に基づき事業報告書や財務諸表をウェブサイトで公開し、経営の透明性を維持している。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取り組みとしては、雨水を再利用できる設備を有しており、トイレ流水用、屋外散水用、防火用水等に再利用している。本学周辺は「川崎市緑の基本計画」の緑化推進重点地区に指定されており、キャンパスだけでなく駅に続く通学路周辺、公開空地の植栽の手入れ等キャンパス内外の緑化に努めている。また、令和3(2021)年度以降、照明のLED化および令和5(2023)年度より3カ年計画で、ガスヒートポンプエアコンの入替を行っており、環境に配慮した省エネルギー化を推進している。

人権への配慮として、「ハラスメント防止等に関する規程」「障がいのある学生支援に関する指針」を策定している。ハラスメントについては「ハラスメント対策委員会」を置き、発生時の迅速な対応と調査、再発防止に係る改善策を検討する体制を敷いている。

キャンパスの安全管理については、防火・防災対策の計画を作成し、さらに防犯に係る「学校法人東成学園防犯カメラの設置及び運用に関する規程」を整備している。停電等の災害対策として非常用発電装置を設置し、非常用の保安電力を確保するとともに、

自動火災報知設備の受信機を備えている。防火器具は、消火器、消火栓、煙感知器、消火水槽、非常時避難口誘導灯、非常放送設備、一部スプリンクラー等を設置し、年2回の消防設備点検を行っている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」に基づいて、本学園の運営を適切に行うために継続的に点検していく。また、SDGsへの取り組みを含め、社会的責任を果たすための活動を推進していく。

6-2 . 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園では、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、「寄附行為」に則り、最高意思決定機関である理事会を適切に開催している。また、戦略的かつ迅速な意思決定を行うために、「寄附行為」「理事会業務委任規程」に基づいて、常勤理事5人を中心に構成する学園運営委員会を原則、週1回開催している。

学園運営委員会は、理事長、副理事長、昭和音楽大学学長、昭和音楽大学短期大学部学長、常務理事、理事のうち、本学園に常時勤務する者、昭和音楽大学副学長、昭和音楽大学短期大学部副学長、昭和音楽大学大学院研究科長、昭和音楽大学音楽学部長、昭和音楽大学短期大学部音楽科長、昭和音楽大学図書館長、事務局長、法人本部長を構成員とし、年間40回を超える会議を通して、理事会の決定に基づく業務の実施方法の検討、教学事項に関する協議、その他本学園の日常業務に関して速やかに意思決定できるよう審議している。学園運営委員会には、事務局の部門の長である部長が出席し、詳細な説明や報告を行い役職教職員が情報共有するとともに、その内容を各部門に速やかにフィードバックする等、機能的な法人運営を行っている。

理事の役割については、業務役割分担を定め、個々の職務担当を明確にしている。理事の選任は、「寄附行為」第6条に基づき適切に行われており、理事会の構成は、学長1人、教職員3人、卒業生2人、有識者3人であり、意思決定を円滑に行うに相応しいバランスの取れた構成となっている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」に基づき、より強固な経営基盤の確立と時代の変化に対応した大学づくりを進めるため、「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」を策定し、改善のための継続的な活動を行っている。

また、本学の使命・目的を実現するため、専門分野の教育マネジメントを担当する教学組織、学科・コースを横断する課題に取り組む教学運営組織等の教員組織体制を整備し、定期的に会議を開催している。さらに、定期的に開催する公演・演奏会等の学修成果の発表、生涯学習講座の開設、地域の芸術祭に対する企画制作運営、地域の社会活動参加、劇場施設の地域への提供等、本学の教育・研究資源を積極的に社会へ提供する取組みを続けている。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は今後厳しくなることが予想されるため、理事長のリーダーシップの下、適切な理事会運営を継続していく。また、次期中長期計画の策定および実現に向けて、PDCAサイクルを適切に機能させていく。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

理事会は、決算、予算、補正予算等の審議を行うことを中心に、年4回以上開催しており、その出席率も良好である。理事の構成は、学長1人、教職員3人、卒業生2人、有識者3人であり、意思決定を円滑に行うに相応しいバランスの取れた構成となっている。

評議員会は、教職員8人、卒業生6人、有識者5人であり、役員の業務執行のチェック及び意思決定を円滑に行うに相応しい構成となっている。理事会、評議員会ともに、出席できない場合には意思表示書を提出し書面による表決を行うこととしている。

理事会の委任を受けて審議決定する機関として、学園運営委員会を設置している。重要事項については、理事会の定めにしたがって学園運営を行うが、都度審議決定して対応すべき事項については学園運営委員会において判断し、意思決定を円滑に行う体制ができています。

学園運営委員会には、理事長、副理事長、昭和音楽大学学長、昭和音楽大学短期大学部学長、常務理事、理事のうち、本学園に常時勤務する者、昭和音楽大学副学長、昭和音楽大学短期大学部副学長、昭和音楽大学大学院研究科長、昭和音楽大学音楽学部長、昭和音楽大学短期大学部音楽科長、昭和音楽大学図書館長、事務局長、法人本部長が委員として出席するほか、事務局の各部課長が出席することで、法人と大学の活動についてリーダー間の十分なコミュニケーションが図られている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員会は、「寄附行為」に基づいて適切に運営され、評議員会の決議諮問事項は、私立学校法第42条に基づいて「寄附行為」第24条に定めている。評議員の選任は、「寄附行為」第26条に定め、適切に選考している。

監事は2人体制であり、元本学教授、内部監査室経験者で構成している。2023（令和5）年度は年9回の監事会議を開催し業務監査等を行った。内、年4回は監査法人及び法人役員との連絡会議を行い、内部監査室を含めた三様監査の体制ができています。

内部監査については、「学校法人東成学園 内部監査規程」を定め、本学園の健全なる経営の保持、発展に資することを目的に、法人本部に内部監査室を設置している。内部監査室は、本学園における運営諸活動の遂行状況について、適法性、効率性等の観点から、公正かつ客観的に調査及び検証し、調査結果の情報提供及び検証に基づく助言・提言等を行っている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

監事の機能強化については、監事の役割を適切に発揮できるよう、コミュニケーションの場をさらに拡大していく。また、内部監査室の機能を充実させ、三様監査の実効性を高めていく。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

(2) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学は令和6（2024）年度に学部入学定員増、短期大学部入学定員減の見直しを行ったところであり、現在は収容定員の適正化に向けた過渡期にある。大学院修士課程に

については収容定員を上回る学生数となっているが、適正化のために 2025 年度入学定員増を予定している。

令和6(2024)年3月末時点において法人全体で66億円の運用資産(特定資産、有価証券、現金預金の合計)を有しており、令和2(2020)年3月末時点(57億円)と比較すると、運用資産は9億円増加している。令和6(2024)年3月末時点の正味財産は、167億円を確保しており、本学の存続を可能とする安定した財務基盤を確立している。

6-4-② 収支バランスの確保

事業活動収支における教育活動収入計は、本業である教育活動に係る収入で4,189,465千円であり、学生生徒等納付金比率は74.32%となる。

教育活動支出計は、4,203,660千円であり、人件費比率は54.13%、教育研究経費比率28.46%、管理経費比率17.72%である。管理経費については付随事業として音楽・バレエ教室を運営していることもあり、その比率が全国的な平均より高めの数値となっている。教育研究経費については令和2年度以降コロナ禍の影響により中止していた海外研修の実施等により24.71%まで低下していた教育研究経費比率は28.46%まで回復し、教育の質の維持・向上に必要な水準を確保している。

教育活動支出計が教育活動収入計を上回った結果、教育活動収支差額が14,194千円の支出超過となり、また、経常収支差額は20,727千円の支出超過となったものの、基本金組入前当年度収支差額は39,296千円の収入超過となった。この特別収支を加えた基本金組入前当年度収支差額において収入超過となった要因は、現物寄付53,854千円、施設設備補助金28,427千円といった特別収入の収入増による。

貸借対照表上の令和6年3月31日における財政状態は、資産19,100百万円、負債2,388百万円となっている。また、令和5年度においても、平成19年度のキャンパス全面移転に伴い発生した借入金を計画通りに返済し、該当分の資産を基本金に組入れるなど順調に推移している。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

財務に関する中長期計画は、編成対象年度の予算を含む5年間の資金収支及び事業活動収支の計画に基づき、中長期の財務動向を見据えた計画となっている。収入の部においては、主要な収入である学生生徒等納付金収入を算出するにあたり、入学者数を含めた学生数を予測している。支出の部においては、毎年度発生するピアノの入替えを始めとした授業用楽器等の取得に係る設備関係支出、さらには施設の大規模修繕に係る経費等を算出し、計画に反映している。

また、「学校法人東成学園 中長期計画 2020-2024」において「安定的な財務基盤の確立」を掲げ、年度の事業計画にも反映させている。さらに、令和9年度の新学部開設に向けた設置準備を進めるとともに、定員の適正化や奨学事業の強化、現有の校舎の改修

など、中長期的な視点での施策を計画的に実施している。

外部資金の導入については、私立大学等改革総合支援事業等の採択を平成 25(2013)年度から連続して受け、教育改革の充実や研究基盤の整備に取り組んでいる。また、寄付金については、特定公益増進法人の証明、税額控除の証明、受配者指定寄付金制度の導入など、寄付者にとって信頼性と利便性の高い環境を整備しており、令和 5（2023）年度においては 566 万円の特別寄付金を集めることができた。

(3) 6-4の改善・向上方策（将来計画）

金融資産の運用実績が低水準であるため、「資金運用規程」の範囲内での積極的な運用を計画していく。また、寄付金収入について、より積極的な募集活動を展開していく。さらに、競争的資金の獲得に向けて、組織的な支援体制を強化していく。

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、「学校法人東成学園経理規程」、「学校法人東成学園経理規程細則」等に基づいて、会計処理を適正に実施している。また、「資金運用規程」、「学校法人東成学園経理規程固定資産細則」等を定め、資産及び資金の管理と運用を、経理システム、資産管理システムにより、安全かつ適正に実施している。

なお、金額が大きい事業等については、会議の承認を得るとともに、稟議決裁を経て予算執行する仕組みとしており、さらなる統制の徹底につながっている。

補正予算の編成に関しては、9月末日における執行状況及び事業計画を確認したうえで必要性を検討し、補正予算編成が必要な場合は、学園運営委員会の審議、評議員会の決議、理事会の承認を経て理事長が決定している。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による監査と、監事による監査からなり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人の監査は、年間を通し監査契約を結び、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく計算書類の監査をしている。令和 5 (2023) 年度は 5 人の公認会計士によって中間監査 4 日間、期末監査 5 日間、計 9 日間のスケジュールで

行われた。

監事による監査は、決算原案ができ上がった時点で会計帳簿書類の閲覧で決算の資金収支、事業活動収支、資産負債の状況並びに計算書類の準拠性、現在高確認、保全状況等の調査を行っている。さらに、諸会議の議事録等の閲覧、理事、教職員からの聴き取り調査等をとおして財産の状況を監査している。この結果については、理事会及び評議員会に監査報告書を提出し報告している。

また、監事は年2回（11月、5月）の監査法人による監査に立ち会い、監査状況の報告を受けるとともに意見交換を行う等連携している。さらに、内部監査室を含めた三様監査の連携強化により、監査の実効性を高めている。

(3) 6-5の改善・向上方策（将来計画）

監査法人、監事、内部監査室と情報共有しながら、中長期的な計画に基づく財務運営を適切に進めていく。また、会計処理の一層の効率化を図るため、経理システムの更新を計画的に進めていく

【基準6の自己評価】

本学園は、「学校法人東成学園 ガバナンス・コード」に基づき、適切な経営の規律と誠実性を維持している。また、環境保全、人権、安全への配慮についても、関連規程を整備し適切に対応している。

理事会は、バランスの取れた構成により、使命・目的の達成に向けて適切に機能している。また、学園運営委員会を通じて、理事長のリーダーシップの下で迅速な意思決定を行う体制を整備している。評議員会と監事による適切なチェック機能も働いており、三様監査の体制も確立している。

財務基盤については、学生生徒等納付金収入の安定的な確保、外部資金の獲得等により、健全な状態を維持している。また、中期的な計画に基づく適切な財務運営を行っており、収支バランスも保たれている。会計処理については、学校法人会計基準等に基づき適正に実施しており、会計監査も厳正に行われている。

以上のことから、基準6を満たしていると評価できる。